

令和3年度 第3回環境担当者研修会開催

1. 開催日時：令和3年度12月14日（火） 15:00～16:30 南部地区
令和3年度12月20日（月） 15:00～16:30 甲賀地区
2. 会場：甲賀地区 甲賀市碧水ホール
南部地区 ライズヴィル都賀山
3. 主催：滋賀県南部環境事務所、滋賀県甲賀環境事務所、湖南・甲賀環境協会
4. 参加者数：甲賀地区 50名（会員35名、会員外7名、行政8名）
南部地区 57名（会員28名、会員外17名、行政12名）



甲賀会場（12月14日）



南部会場（12月20日）

【研修内容】

1. 「環境関係法改正の再周知について」
講師：滋賀県甲賀環境事務所 技師 田中 節彦 氏
滋賀県南部環境事務所 主任技師 大橋 和也 氏
2. 「PCB廃棄物処理と対策について」
講師：近畿環境保全株式会社
営業部 営業二課 田代 杏奈 氏



進行の蔭山研修部会長（甲賀会場）



進行の松野研修部会長（南部会場）

横江会長の挨拶



只今ご紹介頂きました、京セラ(株)滋賀野洲工場の横江です。どうぞよろしくお願い申し上げます。県内ではコロナ感染も少し落ち着きを見せて参りましたが、世界では新たにオミクロン株が発生し、事業所内では引き続き制約があります中、研修会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。また日頃から、協会の活動にご理解頂き、ご支援頂いておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、今回の環境担当者研修会では、改正法令の再周知と、PCB廃棄物処理についての2テーマを計画しております。最初に、滋賀県甲賀環境事務所の田中様から、環境関係法令改正の周知として、水銀廃棄物の適正処理、土壌汚染対策法とリスクコミュニケーション、大気汚染防止法について、ご説明頂きます。続きまして、近畿環境保全株式会社の田代様から、PCB廃棄物処理と対応について、ご説明頂きます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この研修会を受講頂きまして、順守すべき法令改正の内容をもう一度ご確認頂き、また、PCB廃棄物の処理方法や期間を再認識頂く機会となりましたら幸いでございます。

最後になりますが、特にPCB廃棄物に関しましては、含有の有無を確認の上、期間までに処理することが義務付けられておりますので、もう一度ご確認頂き、くれぐれも錯誤なく執行頂きますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

【講演の一部を紹介させていただきます】

① 「環境関係法改正の再周知について」



滋賀県甲賀環境事務所 技師 田中 節彦 氏 ,滋賀県南部環境事務所 主任技師 大橋 和也 氏より、「環境関係法改正の再周知について」、水銀排出規制、改正土対法の内容やアスベスト関連等について改正のポイントを詳細に説明頂きました。

水銀にかかる廃掃法の改正は2段階に分けられて施行されましたが、事業者範囲に関係するのは水銀使用製品産業廃棄物が定義され、運搬基準と処分基準が定められました。

又、改正土対法では土壌汚染のおそれ多い土地において現に有害物質使用特定施設を設置している事業場の敷地や、法第3条第1項ただし書が適用された土地において、面積の要件が900平方メートル以

上に改められ、この要件にあたる場合、汚染のおそれが多い土地ですので、原則として県は土地の所有者等に調査命令を発出されます。

注意が必要なのは、土壤汚染状況調査の調査義務が、有害物質使用特定施設が使用廃止された時点の土地の所有者に発生することなどの詳細をご説明いただきました。

アスベスト関連については、アスベストの規制強化について令和2年の法改正にともなうもので、この法改正は令和3年4月1日から、令和5年10月1日まで3段階にわけて施行されます。

アスベスト飛散防止のための更なる規制強化で、

- ① 全ての石綿含有建材への規制対象の拡大
- ② 都道府県等への事前調査結果報告の義務付け
- ③ 作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設

など最大の改正事項は、事前調査結果の報告の義務化ですが、事前調査は元請け事業者の義務ですので、自主施工しない限りにおいて、発注者が直接かかわることではありませんが、全ての石綿含有建材の除去等の作業が、特定粉じん排出等作業として定義され、その作業基準が法定化されましたので、除去作業にあたっては法改正内容の再確認をすることをお勧めします。

④ PCB 廃棄物の処理と対策について



近畿環境保全株式会社 営業部 田代 玲奈氏より、PCB 廃棄物の処理と対策について PCB の概要と経緯、分類と判別方法等説明いただき、特に安定器が使われている設置場所例を詳細に説明頂き全数調査の実体と分別調査の流れについて、ポイントを絞り紹介いただきました。

又、低濃度 PCB の経緯を説明頂き、処理期限 2027 年 3 月 31 日迄のワンストップサービスのご提案を頂きました。

会員企業様においては、次は低濃度 PCB 廃棄物処理期限があつという間にやっけてまいりますので、再度確認等お願い致します。

【最後のご挨拶】

12/14 奥田所長ご挨拶



皆さん本日は長時間にわたる研修会にご参加頂き、大変お疲れ様でした。滋賀県甲賀環境事務所の奥田です。皆様には平素より、県の施策、環境保全の取組にご協力頂き、またそれぞれの事業所でも自主的な環境管理を進めて頂いておりますこと、改めて御礼申し上げます。

本日の研修会では、弊事務所より近年の環境関連法の改正について説明させて頂き、また、近畿環境保全株式会社様からは、PCB廃棄物処理と対策についての講演を頂きました。それぞれ沢山の規制が毎年のように変わり、

ご対応にはご苦労頂いているところかと思えますけれども、引き続きよろしくお願い致します。PCBにつきましては説明の中でもありましたように、ここ数年高濃度PCB廃棄物の処理ということで、県も力を入れてやっておりましたが、次は低濃度PCB廃棄物の処理期限があつという間にやって参ります。こちら是非ともよろしくお願い致します。

こうした法令順守、環境保全の取組ということがあって、世界ではSDGs、滋賀県ではMLGsの取組を進めているところです。それぞれ持続可能な社会を目指しておりますが、新たな社会づくりという意味におきましては、今日お集りの皆様には法令順守というところはもとより、例えば温暖化対策であれば事業所での排出抑制に留まらず、様々な事業活動の中での製品やサービスを通じて、新しい社会に必要なものをしっかり供給して貢献して頂くことであるとか、事業所内で生態系も含め、一歩進んだ環境の取組をされているところがございます。そういった取組は引き続き広げていってもらい、そして可能なことであればそれを地域の方々との連携で、地域における環境保全の取組を一層盛り上げて頂くことに、私ども大きな期待を寄せているとことごとでございます。そういった意味でも本日の研修会を一つの参考として頂きながら、今後も持続可能な社会を一緒に作って頂くことをお願いさせていただき、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はご参加頂き誠にありがとうございました。